

- 地域機能が集積し、市町村の中
心としての役割を果たしていること
- 土地利用、商業活動の状況などから見て、機能的な都市活動の確保や経済活力の維持に支障を生じ、または生じる恐れがあること
- 相当数の小売商業者や密度高く
てあります。
- 都市機能が集積し、市町村の中
心としての役割を果たしていること

[関係府省庁による支援事業]

- まちの魅力を高める事業
 - ・商業の魅力向上等
 - ・公益機能の導入等
 - ・さまざまな機能の受け皿づくり
 - ・イベント開催等
- まちで快適に過ごせる環境を整える事業
 - ・歩きやすい環境づくり
 - ・憩いの場づくり
- まちに来やすくする事業
 - ・中心市街地へのアクセス改善等
 - ・駐車場の整備等
 - ・公共交通の利便性向上
- まちに住む人を増やす事業
- 計画の実現に向けた仕組みや環境づくりの事業
 - ・計画づくり
 - ・核になる組織作り
 - ・専門家派遣やまちづくりの人材育成等

所管府省庁についてはホームページ参照

「中心市街地の活性化」

中心市街地活性化に関する法制度

- 中心市街地における事業の一体的推進が、当該市町村及びその周辺地域の発展に有効かつ適切であると認められること
- 中心市街地活性化法では「市街地の整備改善に関する事業」と「商業などの活性化に関する事業」を車の両輪として、民間活力を導入しながら、ハード・ソフトにわた

[組織・窓口の主な役割]

中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会

- 市町村の取り組みへの支援の連携・重点化に関する協議
- 市町村の取り組み状況を踏まえた支援の在り方に関する検討
- 中心市街地活性化に関する情報交換

中心市街地活性化推進室

- 基本計画策定に当たっての市町村からの問い合わせや相談への対応
- 策定された基本計画の写しの受付と関係府省庁への送付
- 関係府省庁の施策や先導的事例等についての情報提供
- 中心市街地活性化施策実施のための関係府省庁間の連絡
- 基本計画の閲覧、関係ビデオの視聴、統一パンフの配布

る各種事業が総合的かつ一体的に推進されます。中心市街地活性化法に基づく市町村などの取り組み（後述する「基本計画」の作成を含む）を支援するために、関係府省庁では各種の施策を実施しています。

市町村に対する支援を関係府省庁間の緊密な連携の下に行なうための連絡協議機関として、「中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会」（以下、協議会）が設置されています。さらに、関係府省庁の統一的な窓口として、「中心市街地活性化推進室」（以下、推進室）を開設し、基本計画の写しの受理や、市町村からの問い合わせ、相談などに対応しています。

基本計画の作成、公表・提出

市町村は国の策定した基本方針に基づき、基本計画を策定することができます。基本計画には次の事項を記載する必要があります。

- 一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の具体的推進の目標
- 二、中心市街地の位置及び区域
- 三、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の具体的推進の目標
- 四、市街地の整備改善のための事業に関する事項（中小小売商業高度化事業も含む）
- 五、商業の活性化のための事業に関する事項（中小小売商業高度化事業も含む）
- 六、四及び五の事業の一体的推進のために必要な事項

作成または変更した基本計画は、公表するとともに主務大臣および都道府県に提出します。公表および提出することにより、基本計画

は有効なものとなります。特定の公表方法はなく、市町村の公報への掲載、一般への閲覧、市町村議会への説明などにより実施されています。基本計画に定められた事業は協議会で協議されます。その際、

「判断の視点（実効性、独創性・先進性、熟度、その他）」に留意して協議が行われ、取り組み全体として優れていると判断された取り組みに対し重点的な支援が行われます。

取り組みの実施主体

中心市街地活性化法に基づく取り組みは、基本計画を作成する市町村が中心となつて行いますが、中心市街地整備推進機構や認定構想推進事業者などの参加を図ることもできます。市町村はその申請により公益法人の中から中心市街地整備推進機構を指定します。同機構は意向や利害関係の調整といった、市街地整備のコーディネーター役としての業務などを行います。また、中小小売商業高度化事業構想（TMO構想）を作成した

組織を認定構想推進事業者（TMO＝タウン・マネジメント・オーナーズ）と言います。TMOは同構想に基づき単独または

[中心市街地整備推進機構およびTMOの概要]

中心市街地整備推進機構		TMO
主体	■公益法人	■商工会・商工会議所 ■三セク特定会社または三セク財団法人（政令の要件に該当する者）
業務内容	■意向や利害関係の調整 ■施設の整備事業の実施または参加 ■基本計画の推進に資する事業のための用地取得 ■各種調査研究 ■広報活動	■TMO構想に記載された事業に関するTMO計画の作成・推進 ■テナントの配置・誘致（テナントミックス） ■駐車場、ポケットパーク等の環境整備 ■美化、イベント、共通カード等の関連ソフト事業

は他の者と共同で中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）を作成し、商店街の整備などを実施することができます。こうした組織が推進主体として位置付けられていることは、中心市街地活性化法の特徴の一つと言えます。

取り組みのポイント

平成十三年一月末日までに三五五の市町村（三六〇地区）が基本計画を作成し、提出しています。中心市街地の活性化を行うためには、基本方針を十分に踏まえた基本計画を作成し、商業（都市型新事業を含む）の活発化と市街地の整備を一体的に図っていくことが重要です。この観点から重視すべき事項として、例えば次のようなものが挙げられます。

- 関係者の合意形成を図り、事業の共同実施や権利変換を円滑に行う
- 商業者に加え消費者や周辺住民の意見を収集・分析し、大規模店との競争等について吟味する
- 歴史や文化、街並みなどの地域の特性を活用し、個性を演出する
- 美観や清潔な環境などを重視し、

[制度の概要]



快適な空間の整備・維持を図る休憩や歩行のための施設・設備を充実し、回遊性・滞在性を確保する個性的あるいは多様な品揃えを図り、安定した集客を見込めるよう商業集積の魅力を高める